

新旧対照表

別紙1 「強度行動障害特別処遇加算費について」（平成16年1月6日障発第0106001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

（変更点は下線部）

新	旧
<p>障発第0106001号 平成16年1月6日 障発第1218003号 平成19年12月19日 障発0820第4号 平成24年8月20日 最終改正 <u>障発0414第1号</u> <u>平成27年4月14日</u></p>	<p>障発第0106001号 平成16年1月6日 障発第1218003号 平成19年12月19日 障発0820第4号 平成24年8月20日 最終改正 障発0820第4号 平成24年8月20日</p>
<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p>	<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p><u>強度行動障害児特別支援加算費</u>について</p>	<p><u>強度行動障害特別処遇加算費</u>について</p>
<p>標記については、平成10年7月31日障第451号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成10年7月31日障第36号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」により実施されてきたところであるが、平成15年4月1日から支援費制度が施行されたことに伴い、知的障害者更生施設に係る標記加算費については、「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年2月21日厚生</p>	<p>標記については、平成10年7月31日障第451号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成10年7月31日障第36号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」により実施されてきたところであるが、平成15年4月1日から支援費制度が施行されたことに伴い、知的障害者更生施設に係る標記加算費については、「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年2月21日厚生</p>

新	旧
<p>労働省告示第 30 号) により定められたこと、及びこの加算費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので通知する。</p> <p>なお、この通知は平成 15 年 4 月 1 日から適用し、平成 10 年 7 月 31 日障第 451 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成 10 年 7 月 31 日障第 36 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><u>強度行動障害児特別支援加算費実施要綱</u></p> <p>1 目的について 生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻回に示し、日常生活に困難を生じている、いわゆる強度行動障害を示す措置児童等に<u>強度行動障害児特別支援加算費</u>（以下「特別支援加算費」という。）を適用し、<u>特別支援</u>を行うことによって、行動障害の軽減を図り、もって障害児等の福祉の一層の推進に資することを目的とする。</p> <p>2 対象者について <u>特別支援加算費</u>の適用の対象となる者は、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別紙 1「強度行動障害判定指針」の強度行動障害判定基準表の「行動障害の内容」欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の 1 点の欄から 5 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 20 点以上であると児童相談所が判定し、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めたものであること。</p> <p>3 対象施設について <u>特別支援加算費</u>の適用の対象となる施設は、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設であって、次の要件を満たしている施設であること。 (1) 当該施設の職務に月に 1 回以上従事する知的障害児又は自閉症児の</p>	<p>労働省告示第 30 号) により定められたこと、及びこの加算費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので通知する。</p> <p>なお、この通知は平成 15 年 4 月 1 日から適用し、平成 10 年 7 月 31 日障第 451 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成 10 年 7 月 31 日障第 36 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><u>強度行動障害特別処遇加算費実施要綱</u></p> <p>1 目的について 生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻回に示し、日常生活に困難を生じている、いわゆる強度行動障害を示す措置児童等に<u>強度行動障害特別処遇加算費</u>（以下「特別処遇加算費」という。）を適用し、<u>特別処遇</u>を行うことによって、行動障害の軽減を図り、もって障害児等の福祉の一層の推進に資することを目的とする。</p> <p>2 対象者について <u>特別処遇加算費</u>の適用の対象となる者は、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別紙 1「強度行動障害判定指針」の強度行動障害判定基準表の「行動障害の内容」欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の 1 点の欄から 5 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 20 点以上であると児童相談所が判定し、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めたものであること。</p> <p>3 対象施設について <u>特別処遇加算費</u>の適用の対象となる施設は、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設であって、次の要件を満たしている施設であること。 (1) 当該施設の職務に月に 1 回以上従事する知的障害児又は自閉症児の</p>

新	旧
<p>診療に相当程度の経験を有する医師を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 「<u>障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について</u>」(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)の別表8及び別表9の職種別職員定数表に示す職員数に加えて、常勤の児童指導員を2名(当該加算の対象となる者の数が4を超える施設にあっては、2名に、当該加算の対象となる者の数が4を超えて2又はその端数を増すごとに1名を加えて得た数)以上配置していること。</p> <p>(3) <u>強度行動障害支援者養成研修(実践研修)</u>(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「<u>居宅介護従業者基準</u>」という。)別表第八に定める内容以上の研修をいう。)修了者を1人以上配置して、支援計画シート等を作成し、<u>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)</u>(居宅介護従業者基準別表五に定める内容以上の研修をいう。)修了者が支援を行うこと。ただし、平成30年3月31日までの間は、平成27年3月31日において既に強度行動障害特別支援加算費の算定を受けている福祉型障害児入所施設において、<u>強度行動障害支援者養成研修(実践研修及び基礎研修)</u>の受講を予定している者を配置していれば差し支えない。</p> <p>(4) 心理指導担当職員(嘱託でも可)を1名以上配置していること。</p> <p>(5) <u>特別支援加算費</u>が適用された措置児童等の居室は、原則として個室とするが、指導、訓練上の必要がある場合には2人居室とすることも差し支えないこと。</p> <p>(6) 行動改善室、観察室等の行動障害軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること。</p> <p>4 事業の実施について <u>特別支援加算費</u>の適用の対象となる措置児童等の指導、訓練等の実施に当たっては、あらかじめ指導方針・内容等について個別プログラムを作成し、これに基づいて行うこと。</p> <p>5 その他の留意事項について</p> <p>(1) <u>特別支援加算費</u>の適用の対象となる者が1人でも<u>特別支援加算費</u>を適用することは可能であるが、その場合においても前記3の(1)から(5)までの要件を満たす必要があること。</p>	<p>診療に相当程度の経験を有する医師を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 「<u>障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費国庫負担(補助)金について</u>」(平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号厚生労働事務次官通知)の別表6及び別表7の職種別職員定数表に示す職員数に加えて、常勤の児童指導員を2名(当該加算の対象となる者の数が4を超える施設にあっては、2名に、当該加算の対象となる者の数が4を超えて2又はその端数を増すごとに1名を加えて得た数)以上配置していること。</p> <p>(3) 心理指導担当職員(嘱託でも可)を1名以上配置していること。</p> <p>(4) <u>特別処遇加算費</u>が適用された措置児童等の居室は、原則として個室とするが、指導、訓練上の必要がある場合には2人居室とすることも差し支えないこと。</p> <p>(5) 行動改善室、観察室等の行動障害軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること。</p> <p>4 事業の実施について <u>特別処遇加算費</u>の適用の対象となる措置児童等の指導、訓練等の実施に当たっては、あらかじめ指導方針・内容等について個別プログラムを作成し、これに基づいて行うこと。</p> <p>5 その他の留意事項について</p> <p>(1) <u>特別処遇加算費</u>の適用の対象となる者が1人でも<u>特別処遇加算費</u>を適用することは可能であるが、その場合においても前記3の(1)から(5)までの要件を満たす必要があること。</p>

新	旧
<p>(2) 特別支援加算費の適用期間は、1人につき3年間を限度とするが、その期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算費は適用しないものであること。</p> <p>(3) 特別支援加算費が適用された措置児童等については、<u>重度障害児支援加算費</u>の適用の対象外とする。</p> <p>(4) 特別支援加算費は、行動障害の軽減を目的として各種の指導、訓練を行うものであり、単に職員を加配するためのものではないこと。</p> <p>6 <u>特別支援加算費</u>の適用方法等について 本実施要綱に基づき、都道府県知事（指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）が必要と認めた場合は、別に定めるところにより算定すること。 また、本加算費を算定した都道府県知事は、別紙2「<u>強度行動障害児特別支援加算費適用状況報告書</u>」を翌年度の6月末日までに本職あて提出すること。</p> <p>別紙1 （略）</p> <p>別紙2</p> <p style="text-align: center;"><u>強度行動障害児特別支援加算費適用状況報告書</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>(2) <u>特別処遇加算費</u>の適用期間は、1人につき3年間を限度とするが、その期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算費は適用しないものであること。</p> <p>(3) <u>特別処遇加算費</u>が適用された措置児童等については、<u>重度障害児加算費</u>の適用の対象外とする。</p> <p>(4) <u>特別処遇加算費</u>は、行動障害の軽減を目的として各種の指導、訓練を行うものであり、単に職員を加配するためのものではないこと。</p> <p>6 <u>特別処遇加算費</u>の適用方法等について 本実施要綱に基づき、都道府県知事（指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）が必要と認めた場合は、別に定めるところにより算定すること。 また、本加算費を算定した都道府県知事は、別紙2「<u>強度行動障害特別処遇加算費適用状況報告書</u>」を翌年度の6月末日までに本職あて提出すること。</p> <p>別紙1 （略）</p> <p>別紙2</p> <p style="text-align: center;"><u>強度行動障害特別処遇加算費適用状況報告書</u></p> <p>（以下略）</p>